

第1 第96期中（ 令和6年4月1日から
令和6年9月30日まで ） 中間事業概況書

1 事業の概要

・主要勘定の増減の事由及びその他事業の状況の推移に関する重要な事項

貸出金は、プロパー融資によってお取引先の設備資金や必要運転資金ニーズに対応した一方で、危機対応の返済が進んだ結果、期末残高は前期末比435億円減少し、9兆5,838億円となりました。

有価証券は、国内債券を中心として、市場環境を注視しつつ運用を行った結果、期末残高は前期末比1,076億円増加し、1兆3,272億円となりました。

預金は、期末残高が前期末比1,130億円増加し、6兆3,482億円となりました。また、債券は、期末残高が同507億円減少し、3兆2,456億円となりました。

これらの結果、総資産の期末残高は、前期末比4,869億円減少し、12兆7,398億円となりました。総自己資本比率（「株式会社商工組合中央金庫法第23条第1項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準」（平成20年金融庁・財務省・経済産業省告示第2号）に基づき算出したもの）は、12.99%となりました。

損益面につきましては、経常収益は、資金運用収益や役務取引等収益等の増加により、前年同期比77億円増加し、806億円となりました。経常費用は、資金調達費用の増加等から、同10億円増加し、610億円となりました。

以上により、経常利益は前年同期比66億円増加し196億円となり、中間純利益は前年同期比53億円増加し139億円となりました。

・償却及び引当の方針

自己査定に基づき適正な償却・引当を実施しており、監査法人による会計監査を受けています。現状の不良債権に対して十分な処理を完了している状況にあります。

正常先・要注意先	過去の貸倒の実績に基づき合理的に算出した額を引当金として計上。
破綻懸念先	担保などで保全されていない額のうち、必要額を引当金として計上。
実質破綻先・破綻先	担保などで保全されていない額の全額を引当金として計上または償却。

2 営業所等の増減

区 分	前 期 末	当中間期末	増減（△）
本 支 店	93	93	0
出 張 所	10	9	△1
計	103	102	△1

区 分	前 期 末	当中間期末	増減（△）
代 理 組 合 等	119	118	△1
組合等代理を営む営業所又は事務所	2,168	2,163	△5

3 会社役員及び職員の増減

区 分		前 期 末	当中間期末	増減 (△)
会 社 役 員	取 締 役	9 うち非常勤 (5)	13 うち非常勤 (7)	4 (2)
	会 計 参 与	0	0	0
	監 査 役	4 うち非常勤 (2)	0 うち非常勤 (0)	△4 (△2)
	執 行 役	0	0	0
	計	13	13	0
職 員	事 務 系	3,423	3,511	88
	庶 務 系	31	27	△4
	計	3,454	3,538	84
合 計		3,467	3,551	84

当中間期末における取締役を兼務する執行役の員数 0 人

当中間期末における出向職員数 98 人

4 株主の状況

氏 名 又 は 名 称	所 有 株 式 数	割 合
財務大臣	1,016,000 千株	46.46%
全日本火災共済協同組合連合会	9,300 千株	0.42%
中部交通共済協同組合	8,085 千株	0.36%
関東交通共済協同組合	6,639 千株	0.30%
鹿児島県火災共済協同組合	6,000 千株	0.27%
株式会社珈栄舎	5,949 千株	0.27%
東銀リース株式会社	5,300 千株	0.24%
東京木材問屋協同組合	5,001 千株	0.22%
協同組合小山教育産業グループ	4,823 千株	0.22%
大阪船場繊維卸商団地協同組合	4,810 千株	0.21%
その他の株主 (22,775 名)	1,114,623 千株	50.97%
計 (22,785 名)	2,186,531 千株	100%

5 貸倒引当金の状況

(単位：百万円)

	繰入額	取崩額	純 繰 入 額 (△純取崩額)	当中間 期末残高	摘要
一般貸倒引当金	54,551	54,533	18	54,551	—
個別貸倒引当金	137,566	127,783	9,783	137,566	—
特定海外債権引 当勘定	—	—	—	—	—
合 計	192,117	182,316	9,801	192,117	—

個別貸倒引当金の目的に従う取崩額 12,187 百万円

6 自己資本比率の状況

[国際統一基準に係る単体自己資本比率]

		信用リスク・アセット算出手法		標準的手法	
(単位：百万円)					
項目	当中間期末		前期末		
		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額	
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目					
普通株式に係る株主資本の額	468,895		454,959		
うち、資本金及び資本剰余金の額	218,654		218,654		
うち、利益剰余金の額	251,405		243,992		
うち、自己株式の額(△)	1,164		1,159		
うち、社外流出予定額(△)			6,527		
うち、上記以外に該当するものの額					
普通株式に係る株式引受権及び新株予約権の合計額					
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額	556,783		558,086		
うち、危機対応準備金の額	129,500		129,500		
うち、特別準備金の額	400,811		400,811		
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額 (イ)	1,025,678		1,013,045		
普通株式等Tier1資本に係る調整項目					
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	23,491		20,658		
うち、のれんに係るものの額					
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	23,491		20,658		
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額					
繰延ヘッジ損益の額	57		111		
適格引当金不足額					
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額					
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額					
前払年金費用の額	24,881		24,175		
自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額					
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額					
少数出資金融機関等の普通株式の額					
特定項目に係る10%基準超過額					
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額					
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額					
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額					
特定項目に係る15%基準超過額					
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額					
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額					
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額					
その他Tier1資本不足額					
普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額 (ロ)	48,429		44,945		

普通株式等Tier1資本				
普通株式等Tier1資本の額 ((イ)－(ロ)) (ハ)	977,248		968,100	
その他Tier1資本に係る基礎項目				
その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額				
その他Tier1資本調達手段に係る株式引受権及び新株予約権の合計額				
その他Tier1資本調達手段に係る負債の額	60,000		60,000	
特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額				
その他Tier1資本に係る基礎項目の額 (ニ)	60,000		60,000	
その他Tier1資本に係る調整項目				
自己保有その他Tier1資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額				
少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額				
その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額				
Tier2資本不足額				
その他Tier1資本に係る調整項目の額 (ホ)				
その他Tier1資本				
その他Tier1資本の額 ((ニ)－(ホ)) (ヘ)	60,000		60,000	
Tier1資本				
Tier1資本の額 ((ハ)＋(ヘ)) (ト)	1,037,248		1,028,100	
Tier2資本に係る基礎項目				
Tier2資本調達手段に係る株主資本の額				
Tier2資本調達手段に係る株式引受権及び新株予約権の合計額				
Tier2資本調達手段に係る負債の額	50,000		50,000	
特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額				
一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額	54,551		54,533	
うち、一般貸倒引当金Tier2算入額	54,551		54,533	
うち、適格引当金Tier2算入額				
Tier2資本に係る基礎項目の額 (チ)	104,551		104,533	
Tier2資本に係る調整項目				
自己保有Tier2資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額				
少数出資金融機関等のTier2資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額				
その他金融機関等のTier2資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額				
Tier2資本に係る調整項目の額 (リ)				
Tier2資本				
Tier2資本の額 ((チ)－(リ)) (ヌ)	104,551		104,533	
総自己資本				
総自己資本合計 (ル)	1,141,799		1,132,633	

リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額	8,515,905		8,446,970	
資産(オン・バランス)項目	8,142,567		8,105,725	
オフ・バランス取引等項目	316,031		298,885	
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	56,252		41,463	
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	1,054		895	
マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額				
勘定間の振替分				
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	268,823		266,859	
フロア調整額				
リスク・アセット等の額の合計額 (ヲ)	8,784,729		8,713,829	
自己資本比率				
普通株式等Tier1比率 ((ハ)／(ヲ))	11.12 %		11.10 %	
Tier1比率 ((ト)／(ヲ))	11.80 %		11.79 %	
総自己資本比率 ((ル)／(ヲ))	12.99 %		12.99 %	
調整項目に係る参考事項				
少数出資金融機関等の対象資本等調達手段に係る調整項目不算入額	12,049		13,258	
その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額				
繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	57,126		55,212	
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項				
一般貸倒引当金の額	54,551		54,533	
一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額	106,448		105,587	
内部格付手法を採用した場合において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)				
適格引当金に係るTier2資本算入上限額				

[単体自己資本比率の補完的指標である単体レバレッジ比率]

項目	当中間期末	前期末
単体レバレッジ比率	8.91 %	8.77 %
最低単体レバレッジ・バッファ率	%	%
単体レバレッジ・バッファ率	3.15 %	3.00 %

第2 第96期中（2024年9月30日現在）中間貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	1,258,266	預 金	6,348,234
コ ー ル ロ ー ン	280,281	譲 渡 性 預 金	185,280
買 入 金 銭 債 権	27,731	債 券	3,245,670
特 定 取 引 資 産	25,412	債券貸借取引受入担保金	335,861
有 価 証 券	1,327,280	特 定 取 引 負 債	16,229
貸 出 金	9,583,846	借 用 金	1,226,322
外 国 為 替	23,530	外 国 為 替	178
そ の 他 資 産	119,135	社 債	100,000
有 形 固 定 資 産	36,028	そ の 他 負 債	67,440
無 形 固 定 資 産	33,795	未 払 法 人 税 等	7,438
前 払 年 金 費 用	35,794	資 産 除 去 債 務	1,472
繰 延 税 金 資 産	35,908	そ の 他 の 負 債	58,529
支 払 承 諾 見 返	144,997	賞 与 引 当 金	4,370
貸 倒 引 当 金	△192,117	役員退職慰労引当金	149
		睡眠債券払戻損失引当金	39,480
		支 払 承 諾	144,997
		負 債 の 部 合 計	11,714,213
		(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	218,653
		危 機 対 応 準 備 金	129,500
		特 別 準 備 金	400,811
		資 本 剰 余 金	1
		その他資本剰余金	1
		利 益 剰 余 金	251,405
		利 益 準 備 金	28,212
		その他利益剰余金	223,192
		固定資産圧縮積立金	304
		特 別 積 立 金	49,570
		繰 越 利 益 剰 余 金	173,317
		自 己 株 式	△1,164
		株 主 資 本 合 計	999,206
		その他有価証券評価差額金	26,625
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△152
		評価・換算差額等合計	26,472
		純 資 産 の 部 合 計	1,025,678
資 産 の 部 合 計	12,739,891	負債及び純資産の部合計	12,739,891

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経 常 収 益		80,689
資 金 運 用 収 益	66,681	
(うち貸出金利息)	(58,986)	
(うち有価証券利息配当金)	(4,006)	
役 務 取 引 等 収 益	7,648	
特 定 取 引 収 益	4,406	
そ の 他 業 務 収 益	534	
そ の 他 経 常 収 益	1,419	
経 常 費 用		61,046
資 金 調 達 費 用	8,210	
(うち預金利息)	(2,530)	
(うち債券利息)	(2,707)	
役 務 取 引 等 費 用	1,482	
特 定 取 引 費 用	22	
そ の 他 業 務 費 用	3,400	
営 業 経 費	37,712	
そ の 他 経 常 費 用	10,219	
経 常 利 益		19,643
特 別 利 益		723
特 別 損 失		21
税 引 前 中 間 純 利 益		20,345
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	6,195	
法 人 税 等 調 整 額	210	
法 人 税 等 合 計		6,405
中 間 純 利 益		13,940

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	危機対応 準備金	特別準備金	資本剰余金	
				その他 資本剰余金	資本剰余金 合計
当期首残高	218,653	129,500	400,811	0	0
当中間期変動額					
剰余金の配当					
固定資産圧縮積立金の取崩					
中間純利益					
自己株式の取得					
自己株式の処分				0	0
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	—	—	—	0	0
当中間期末残高	218,653	129,500	400,811	1	1

	株主資本						
	利益剰余金					自己株式	株主資本 合計
	利益 準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計		
		固定資産 圧縮積立金	特別 積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	26, 907	313	49, 570	167, 200	243, 992	△1, 159	991, 797
当中間期変動額							
剰余金の配当	1, 305			△7, 832	△6, 527		△6, 527
固定資産圧縮積立金の取崩		△9		9	－		－
中間純利益				13, 940	13, 940		13, 940
自己株式の取得						△4	△4
自己株式の処分						0	0
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）							
当中間期変動額合計	1, 305	△9	－	6, 116	7, 412	△4	7, 408
当中間期末残高	28, 212	304	49, 570	173, 317	251, 405	△1, 164	999, 206

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	27,664	111	27,775	1,019,572
当中間期変動額				
剰余金の配当				△6,527
固定資産圧縮積立金の取崩				—
中間純利益				13,940
自己株式の取得				△4
自己株式の処分				0
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	△1,038	△263	△1,302	△1,302
当中間期変動額合計	△1,038	△263	△1,302	6,105
当中間期末残高	26,625	△152	26,472	1,025,678

第5 第96期中 (2024年4月1日から) 中間キャッシュ・フロー計算書
(2024年9月30日まで)

中間連結キャッシュ・フロー計算書を作成しているため、省略しております。

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下、「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間期中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前期末と当中間期末における評価損益の増減額を、派生商品については前期末と当中間期末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

なお、派生商品については、特定の市場リスク又は特定の信用リスクに関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

なお、特定の市場リスク又は特定の信用リスクに関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：2年～60年

その他：2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2022年4月14日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、危機対応業務に係る損害担保付貸出とそれ以外の債権とにグルーピングし、また、要注意先債権のうち要管理債権以外のその他の要注意先債権については、さらに貸出条件緩和の有無によりグルーピングしております。これらのグループ毎に、主としてそれぞれ今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間期末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（14年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から損益処理

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当中間期末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 睡眠債券払戻損失引当金

睡眠債券払戻損失引当金は、負債計上を中止した債券等について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(6) 環境対策引当金

環境対策引当金は、P C B（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の処理費用の支出に備えるため、今後発生すると認められる額を計上しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(3) 内部取引等

デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間（又は内部部門間）の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引に対して、業種別委員会実務指針第24号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識を行っております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

追加情報

(特別準備金)

2008年10月1日の株式会社化に伴い、株式会社商工組合中央金庫法附則第5条に基づき、資本金、利益剰余金から特別準備金への振替を行っております。

なお、特別準備金は次の性格を有しております。

- (1) 剰余金の額の計算においては、株式会社商工組合中央金庫法第43条の規定に基づき、特別準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
- (2) 欠損のてん補を行う場合、株式会社商工組合中央金庫法第44条第1項の規定に基づき、資本準備金及び利益準備金の額の合計額が零となったときは、特別準備金の額を減少することができます。なお、特別準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、株式会社商工組合中央金庫法第44条第3項の規定に基づき、特別準備金の額を増加しなければなりません。
- (3) 自己資本の充実の状況その他財務内容の健全性が向上し、その健全性が確保されるに至ったと認められる場合には、株式会社商工組合中央金庫法第45条の規定に基づき、株主総会の決議によって、特別準備金の額の全部又は一部を国庫に納付することができます。
- (4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、株式会社商工組合中央金庫法第46条の規定に基づき、特別準備金の額を国庫に納付するものとされています。

(危機対応準備金)

株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の6に基づき、危機対応業務の円滑な実施のため、政府が出資した金額を危機対応準備金として計上しております。

なお、危機対応準備金は次の性格を有しております。

- (1) 剰余金の額の計算においては、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第1項の規定により読み替えて適用される同法第43条の規定に基づき、危機対応準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
- (2) 欠損のてん補を行う場合、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の7の規定に基づき、特別準備金の額が零となったときは、危機対応準備金の額を減少することができます。なお、危機対応準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第1項の規定により読み替えて適用される同法第44条第3項の規定に基づき、危機対応準備金の額を増加しなければなりません。この危機対応準備金の額の増加は、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第2項の規定に基づき、特別準備金の額の増加に先立って行うこととされています。
- (3) 危機対応業務の円滑な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至ったと株式会社商工組合中央金庫が認める場合には、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の8及び第2条の9第1項の規定により読み替えて適用される同法第45条の規定に基づき、株主総会の決議によって、危機対応準備金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付するものとされています。
- (4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第1項の規定により読み替えて適用される同法第46条及び同法附則第2条の9第3項の規定に基づき、危機対応準備金の額を国庫に納付するものとされています。

(貸倒引当金)

貸倒引当金の計上にあたっては、「取引先区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」及び「予想損失額に関する将来見込み等」を主要な仮定として設定しております。

「取引先区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各取引先の収益獲得能力等を個別に評価し、設定しております。「予想損失額に関する将来見込み等」として、中間決算日時点における個々の引当金算定区分の貸倒実績率等には反映されない信用リスクを織り込んでおります。

正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、前事業年度末日時点の大口取引先に対する債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を基礎として、中間決算日以降の突発的な貸倒リスクを織り込むための引当金を追加計上しております。その他の要注意先債権のうち貸出条件緩和を有する債権については、前事業年度の1年間の貸倒実績率の高まりに着目し、今後3年間の予想損失率の見積りにあたって、当該1年間の実績を基礎として予想損失額を推計することで、将来見込み等必要な修正を加えた貸倒引当金を算出しております。

また、破綻懸念先債権に相当する債権(キャッシュ・フロー見積法適用先を除く)の予想損失率については、算定期間数を拡大することで中長期の景気循環の影響が均された過去の貸倒実績率を基礎としております。その上で、過去の経済指標の実績値と破綻懸念先債権の損失実績率の関係を分析し、直近の経済指標の実績値から推計される損失率が過去の貸倒実績率を上回る場合には、足もとの景気悪化の状況を反映するため、当該損失率を予想損失率として貸倒引当金を算出しております。この算出方法に基づき、当中間会計期間は、過去の貸倒実績率を予想損失率として使用しております。

なお、前事業年度より、貸倒引当金の計上に伴う会計上の見積りの仮定について重要な変更は行っておりません。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 6,063百万円
2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債及び地方債に合計84,919百万円含まれております。
3. 株式会社商工組合中央金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	131,033百万円
危険債権額	167,569百万円
要管理債権額	72,691百万円
三月以上延滞債権額	1,295百万円
貸出条件緩和債権額	71,395百万円
小計額	371,294百万円
正常債権額	9,378,776百万円
合計額	9,750,070百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

4. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は71,327百万円であります。
5. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 693,040百万円

担保資産に対応する債務

預金 1,294百万円

債券貸借取引受入担保金 335,861百万円

借入金 142,819百万円

上記のほか、先物取引証拠金等の代用として、有価証券7,558百万円を差し入れております。

また、その他資産には、金融商品等差入担保金95,408百万円、保証金・敷金等1,236百万円が含まれております。

6. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,906,203百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,680,786百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の中止又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

7. 有形固定資産の減価償却累計額 70,790百万円
8. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金10,000百万円が含まれております。
9. 社債には、劣後特約付社債100,000百万円が含まれております。
10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当金庫の保証債務の額は6,839百万円であります。

（中間損益計算書関係）

1. 「その他経常収益」には、償却債権取立益23百万円、株式等売却益697百万円及び睡眠債券の収益計上額0百万円を含んでおります。
2. 「その他経常費用」には、貸出金償却9百万円、貸倒引当金繰入額9,801百万円、株式等償却159百万円、債権売却損180百万円及び睡眠債券払戻損失引当金繰入額29百万円を含んでおります。

（中間株主資本等変動計算書関係）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当事業年度 期首株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間 末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	10,743	27	0	10,769	（注）
合計	10,743	27	0	10,769	

（注）自己株式のうち普通株式の増加は、単元未満株式の買取請求に応じたことによるものであります。減少は、単元未満株式の買増請求に応じたことによるものであります。

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 満期保有目的の債券（2024年9月30日現在）

	種類	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	28,418	28,527	109
	地方債	—	—	—
	小計	28,418	28,527	109
時価が中間貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	345,396	322,200	△23,195
	地方債	65,619	65,206	△412
	小計	411,015	387,407	△23,607
合計		439,433	415,935	△23,498

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（2024年9月30日現在）

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社・子法人等株式	—	—	—
関連法人等株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	6,063
関連法人等株式	—

上記の株式には、出資金を含めております。

3. その他有価証券（2024年9月30日現在）

	種類	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	36,500	8,300	28,200
	債券	114,370	113,923	447
	国債	85,915	85,503	412
	地方債	10,221	10,204	17
	短期社債	11,995	11,994	0
	社債	6,237	6,220	17
	その他	64,075	46,506	17,569
	小計	214,947	168,730	46,216
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	1,132	1,501	△369
	債券	633,757	639,670	△5,913
	国債	213,423	216,241	△2,817
	地方債	328,306	330,831	△2,525
	短期社債	29,997	29,997	△0
	社債	62,030	62,600	△569
	その他	16,945	18,574	△1,629
	小計	651,834	659,747	△7,912
合計		866,781	828,477	38,304

（注）上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の中間貸借対照表計上額

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	14,963
組合出資金	4,629

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

4. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当中間期における減損処理額は、2百万円（うち、社債2百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

（税効果会計関係）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	50,438百万円
睡眠債券払戻損失引当金	12,037
その他	12,895
繰延税金資産小計	75,371
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△22,929
評価性引当額小計	△22,929
繰延税金資産合計	52,441
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	11,678
固定資産圧縮積立金	133
前払年金費用	4,721
繰延税金負債合計	16,533
繰延税金資産の純額	35,908百万円

（1株当たり情報）

1株当たりの純資産額 227円67銭

純資産額の算定にあたっては、株式会社商工組合中央金庫法施行規則に基づき、危機対応準備金及び特別準備金を控除しております。

1株当たりの中間純利益金額 6円40銭

(重要な後発事象)

(自己株式の取得)

当金庫は、2024年11月15日開催の取締役会において、会社法第156条第1項、同第160条第1項の規定に基づき、2025年1月21日に開催予定の当金庫臨時株主総会において承認を得た上で、特定の株主である財務大臣が所有する当金庫株式の残余株式全株を対象として、一般競争入札に参加し、自己株式の取得を行うことを決定いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

- ・2023年6月14日に中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律が国会において成立し、政府保有株式については、改正法公布日から2年を超えない施行日の前日までに、できる限り速やかに全部売却するよう努めると規定されました。
- ・政府においては、政府保有株式の全部売却に向け、財政制度等審議会国有財産分科会での議論等を踏まえ、一般競争入札にて売却を行いましたが、結果的に残余株式が生じたものと承知しております。
- ・入札結果を踏まえ、2024年10月24日～11月1日に財政制度等審議会国有財産分科会が開催され、全株売却に向けて、一般競争入札を再度実施し、当金庫に対しても入札参加資格を付与するといった措置が講じられることになりました。

以上を踏まえ、当金庫は、2024年11月15日開催の取締役会において、会社法第156条第1項、同第160条第1項の規定に基づき、2025年1月21日に開催予定の当金庫臨時株主総会において承認を得た上で、特定の株主である財務大臣が所有する当金庫株式の残余株式全株を対象として、一般競争入札に参加し、自己株式の取得を行うことを決定いたしました。なお、残余株式の処分に関するスケジュール等については政府が決定するものと承知しておりますが、現時点で決定していることはありません。

2. 取得に係る事項の内容

(1) 取得する株式の種類	当金庫普通株式
(2) 取得する株式の総数	1,016,000,000株（上限） （発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合46.69%）
(3) 株式の取得価額の総額	158,000,000,000円（上限）
(4) 取得先	財務大臣
(5) 株式を取得することができる期間	2025年1月22日から2025年6月14日

(注) 上記の内容については、2025年1月21日に開催予定の当金庫臨時株主総会において、「特定の株主からの自己株式取得の件」が承認可決されることを条件といたします。

第6 危機対応業務に関する事業計画の実施の状況及び 他の事業者との間の適正な競争関係を確保するために講じた措置の状況

1. 危機対応業務に関する事業計画の実施の状況

1.1 総括

- ・危機対応業務の指定金融機関として、危機対応業務の発動時には、危機事案による経済的影響を受けた中小企業等に対し、特別貸付等による強力な資金繰り支援を実施し、懇切・丁寧かつ個別の実情に応じた迅速な対応が行える体制を整備するなど、危機対応業務の的確な執行に努めております。
- ・また、2023年6月に公布された株式会社商工組合中央金庫法の改正法の趣旨を踏まえ、「パーパス・ミッション」や「危機対応業務を行う責務」を定款に追加しました。「真に中小企業のお客さまのお役に立つ金融機関として、変化につよい社会を実現する」という変わらない使命のもとサービスや機能を強化し、お客さまのサステナブルな経営を支援して参ります。

1.2 体制

- ・「危機対応業務に関する事業計画」に記載した実施体制及び監査体制に基づき、危機対応業務と通常業務を峻別し、制度趣旨を踏まえた運用の徹底を図るべく、本部専門部署による事前・事後のチェック等、内部管理体制を強化の上で、危機対応業務を実施しました。

1.3 当該年度の実施結果

- ・コロナ禍を乗り越えたものの、物価高騰の影響等により、依然として厳しい状況にある中小企業等からの資金繰り相談に対し、返済期間・据置期間が到来する既往債務の条件変更に応じる等、事業者の実情に応じた懇切丁寧な対応を行いました。
- ・また、危機対応業務を活用した中小企業等に対して、DESによる再生支援が可能となったことも踏まえ、これまで確立してきた経営改善・再生支援のノウハウを最大限活用して、率先した支援に努めております。
- ・現在、危機対応業務の対象となる危機事案は発生しておりませんが、危機事案発生時において、円滑な危機対応業務の立ち上げ及び特別貸付等による強力な資金繰り支援が迅速に行えるよう、過去の危機事案の経験を踏まえ、体制整備に取り組んでおります。

1.4 その他

- ・危機対応業務等の不正事案に繋がった当金庫本位の業務運営を真摯に反省し、経営体制の刷新を行うとともに、お取引先とのリレーションを深化させ、真にお客さま本位で長期的な視点から、困難な経営課題を抱えている中小企業の企業価値向上に貢献するというビジネスモデルの実現に向け、全役職員がその意識を共有し、一丸となって取り組みます。
- ・コンプライアンスの抜本的な立て直しについては、倫理憲章、行動基準等の定着や継続的な研修の実施を通じ、役職員一人ひとりが社会的責任の自覚を持ち、コンプライアンス最優先の業務運営を実現・定着します。
- ・中小企業信用保険法附則第六項の規定を遵守し、危機対応業務として行う貸付に係る債務の保証については、同法の規定は適用しておりません。

2. 他の事業者との間の適正な競争関係を確保するために講じた措置の状況

2.1 総括

- ・地域金融機関との連携・協業に係る基本通牒や中期経営計画に基づいて、地域金融機関に対して当金庫のビジネスモデルの考え方と地域金融機関との関わり方等を丁寧に説明し、信頼関係の構築に取り組んでおります。
- ・地域金融機関やその業界団体を、地域の事業者を共に支える重要なパートナーと認識し、役員、本部、営業店の各層で、連携・協業に向けた地域金融機関への働きかけを行っております。
- ・経営の基本方針に「私たちは、お客さまとのリレーションに基づかない金利面のみでの競争は行いません」と明記しており、他の事業者との間の適正な競争関係の確保に向けて、営業店に改めて考え方を周知・徹底するとともに、その運用に関する的確なモニタリングを実施してまいります。

2.2 体制

- ・経営の基本方針に基づき、他の事業者との間の適正な競争関係の確保に取り組みました。

2.3 当該年度の実施結果

- ・地域金融機関との連携を経営方針の一つとして掲げています。
- ・新型コロナウイルス感染症で影響を受けた事業者支援での連携を広げていくため、地域金融機関に対して連携態勢整備に取り組む等、地域金融機関との協調融資等の機会創出に努めました。
- ・現場レベルでの情報交換、各業務主管部による本部同士の情報交換等を通じて、本支店一体となって地域金融機関との連携・協業に向けた働きかけを行い、事業再生・経営改善支援やシンジケートローン、ビジネスマッチングなどの業務分野での連携も進めました。
- ・お取引先の資金繰り支援に向けたリファイナンスやノウハウ提供等を通じた協調融資、M&Aや海外展開支援での連携案件に取り組み、中小企業の企業価値向上、経営改善支援や金融円滑化につながりました。
- ・地域金融機関との間で、2024 年度で 8 件、累計 350 件の業務協力文書を締結しております。協力文書に基づき、連携してリスクシェアやソリューション提供に取り組んでまいりました。
- ・お客さまとのリレーションに基づかない低利融資や、民間金融機関の肩代わりを推進するといった「能動的肩代わり」は、クレジットポリシーに反する行為であり断じて行わないことを念頭に置き、適正な競争関係の確保に向けて、金利の適用や民間金融機関を対象とした肩代わり等の協議案件に関する事前検証に取り組みました。
- ・また、政府信用を背景にした市場規律をゆがめるような融資等についてはこれらを厳に慎むとともに、危機対応業務においては、一般の金利情勢や日本政策金融公庫からの信用補完措置等を勘案した利率設定を行う等、他の事業者との間の適正な競争関係の確保に配慮し、業務を運営しました。

(注) 危機対応業務に関する事業計画の期間は、2024 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日ですが、実績については、2024 年 4 月 1 日～2024 年 9 月 30 日の実績を記載しています。

第7 完全民営化の実現に向けた財政基盤の強化及び

中小企業者に対する金融の円滑化を図るための先進的な金融上の手法を用いた業務の状況

1. 完全民営化の実現に向けた財政基盤の強化

2024 年度上期のわが国経済をみますと、年初の能登半島地震や一部自動車メーカーの生産停止による落ち込みから、緩やかに回復しました。

賃金は上昇した一方で、物価の上昇を加味した実質所得は伸び悩み、個人消費は緩やかな回復にとどまりました。インバウンド需要が引き続き好調である一方、財の輸出は中国を中心とした海外経済の減速を受け、おおむね横ばい程度の推移となりました。設備投資は、人手不足を背景とした企業の合理化・省力化投資を中心に持ち直しの動きが見られました。生産は、輸送機械工業が回復したものの全体としては一進一退の推移となりました。

こうした中で、商工中金のお取引先を対象とした「商工中金景況調査」から中小企業の景況感をみますと、5 月調査では2 月調査に続いて悪化となった後、8 月調査ではインバウンド需要やお盆シーズンの季節需要などから好転しました。

金融面をみますと、前年度末にマイナス金利政策が修正されたのに続き、政策金利は7 月に0.25%に引き上げられました。ただし、緩和的な金融環境が継続するとの見方が拡がり、長期金利の上昇は限定的なものにとどまりました。円の対ドル相場は6 月末に160 円台まで下落した後、日本銀行の利上げや米国F R Bの利下げ観測から9 月中旬に140 円近傍まで上昇、その後再度下落に転じるなど、大きく変動しました。日経平均株価は7 月中旬に4 万2 千円台の過去最高値をつけた後、8 月上旬には過去最大の下落幅を記録するなど、こちらも大きく変動しました。

こうした金融経済環境の中、当金庫は自らの財務基盤の強化に向けて、以下の取組みを実施いたしました。

1.1 安定調達基盤の強化

(単位：億円)

	前中間期末	当中間期末	前年同期比 (△)
預金残高	61,636	63,482	1,845
債券残高	33,569	32,456	△1,112
債券発行額 (※)	2,972	3,096	123

※債券発行額は、前中間期（2023 年4 月1 日～2023 年9 月30 日）、当中間期（2024 年4 月1 日～2024 年9 月30 日）を記載。

預金の当中間期末残高は、前年同期比1,845 億円増加し、6 兆3,482 億円となりました。

債券は、3 年募集債を928 億円、5 年募集債を1,886 億円、10 年募集債を282 億円発行し、当中間期末残高は、前年同期比1,112 億円減少し、3 兆2,456 億円となりました。

中期経営計画に記載されているとおり、募集債・法人預金・リテール預金の三本柱のバランスを踏まえ、必要な調達額を確保し、引き続き財政基盤の強化をはかってまいります。

1.2 収益力向上、業務効率化

(単位：百万円)

	前中間期	当中間期	前年同期比（△）
業務粗利益	62,920	66,155	3,234
経費	36,375	37,554	1,178
経常利益	12,979	19,643	6,663
中間純利益	8,558	13,940	5,382
総自己資本比率	12.95%	12.99%	0.04%
リスク管理債権比率	3.0%	3.0%	0.0%
OHR	57.8%	56.7%	△1.0%

中期経営計画に記載されているとおり、サービスのシフトや差別化分野に注力しつつ、業務改革を着実に進めることにより、収益力を強化し、引き続き財政基盤の強化をはかっていきます。

2. 中小企業者に対する金融の円滑化を図るための先進的な金融上の手法を用いた業務の状況

2.1 ソリューションニーズに対する取組み

（情報サービス）

中小企業の多様化する経営課題を踏まえて、E S G診断などを活用した事業性評価によりお取引先と課題を共有し、課題解決に向けたコンサルティングやビジネスマッチング、事業承継支援、M&A支援、海外展開支援等の本業支援を実施しました。

また、中小企業では、DXに対する理解や推進人材の不足、情報不足等の理由で十分に推進できていない状況を踏まえ、BIPROGY株式会社との協業によりDX推進支援にかかるコンサルティングサービス「DX・IT診断」の取扱いを開始しました。さらに、ファイナンス支援を付随させ、「DX認定」の取得及び、その後のDXの実行支援を伴走して行う「DXファイナンス」について、サステナビリティ・リンク・ローンの枠組みにて取扱いを開始しました。

人財サービスについては、足元で深刻化している人手不足、採用難や離職の増加等の社会課題に対応するため、2024年11月に子会社「株式会社商工中金ヒューマンデザイン」を設立しました。課題解決に向け、アライアンスや当金庫の専門的な人的リソースも活用した中小企業への経営人材の提供や、人財育成プログラムの提供などに取り組んでまいります。

（高度金融サービス）

複雑化・高度化する経営課題に対し、再生可能エネルギーや買収案件等の大型の資金調達や適切なリスクコントロールを実現するストラクチャードファイナンス等への取組みを強化しています。また、政策投資株の取得およびメザニンファイナンス等を含む投資業務の取組みを強化し、財務内容が大きく毀損したお取引先の財務健全化ニーズや、事業承継等における株式引受けニーズに対応しました。

当中間期（2024年4月1日～2024年9月30日）において、当金庫は19件、1,286百万円の政策保有株の取得、投資専門子会社である商工中金キャピタル株式会社は1件、285百万円の投資を実施しました。

（財務構造改革支援）

事業性評価を通じた商流把握を起点として、正常資金の把握と課題・ニーズに沿った伴走型融資や本業支援に取組み、お取引先の企業価値向上をサポートしました。また、生産性向上のための工場建替え等の大型の設備投資時の資金調達においても、顧客の課題解決に繋がるソリューションとしてシンジケートローンを効果的に活用しました。

（組合支援）

中小企業組合は、傘下の組合員も含め当金庫の重要な取引基盤であると認識し、組合総会、組合事務局長会議等の場面で、面的に情報提供し、ニーズや課題の把握に努めました。これらにより把握した経営改善、事業承継、BCP、DX化、脱炭素等、組合及び組合員のニーズや課題に対して、資金供給やソリューション提供することで、組合基盤を通じた商工中金ならではの中小企業支援を行いました。

2.2 差別化分野の取組み

中小企業のライフステージごとの経営課題に着目し、特に当金庫として事業性評価能力を向上し、積極的に強化していく3つの分野を差別化分野として位置付けております。

（スタートアップ支援）

スタートアップ企業特有の急激な事業成長・先進技術開発・多様な財務戦略・事業不確実性に対して、ファイナンスやビジネスマッチング等の伴走型支援を実施しております。中期経営計画期間のスタートアップ企業に対するファイナンス支援は、累計850億円程度となりました。

また、中小企業の課題解決に繋がるスタートアップ企業との連携を深めることで、スタートアップ

企業の成長支援と中小企業の生産性向上を同時に実現する取組みを加速し、中期経営計画期間中のビジネスマッチング取次件数は、累計 2,000 件を超える実績となりました。

さらに、創業時の融資において経営者保証を求める慣行が創業意欲の阻害要因となっている可能性を踏まえ、スタートアップ向け融資における経営者保証を原則廃止とする取組みを実施しました。当中間期（2024 年 4 月 1 日～2024 年 9 月 30 日）は全 54 件のうち 53 件は経営者保証なしで融資を実行しました。

（サステナブル経営支援）

環境や社会に配慮した事業活動や企業のガバナンス向上の取組みを進めるお取引先に対して、“SPEED”の視点※を活用した事業性評価を起点とした各種診断サービスや、CO2 排出量の可視化・計画策定・削減策の実行等の脱炭素化プロセスに対するコンサルティング、サステナブルファイナンス等を実施しました。中期経営計画期間中のサステナブルファイナンス支援は、2024 年 9 月末時点残高で 700 億円程度となりました。

（事業再生支援）

コロナ等による過去の窮境が原因で財務や収支に課題を抱えるお取引先に対し、業種別に特化した本業支援や金融排除層への高度金融サービス等により、経営改善・事業再生に向けた取組み支援を実施しております。経営課題が重いハンズオン先に対しては、本部経営サポート部社員が営業店社員と連携しながら直接お取引先に接触し、経営会議で提言を行う等、深度ある支援に取り組んでおります。

重点伴走支援先の状況・計画が俯瞰できるデータベースの構築や、審査部門と事業再生部門にて定例ミーティングを行う等により対応力を強化し、支援対象先（2024/9 時点約 4,560 社）のランクアップ率 6.5%、引当戻り額 65 億円で着地いたしました。

また、中小企業を対象とした事業再生ファンドの運営実績を豊富に持つロングブラックパートナーズ株式会社と共同組成した全国型事業再生ファンド「サザンカ中小企業活性化投資事業有限責任組合」にて、資本制資金の供給とハンズオン支援を通じて、中小企業の抜本再生支援に主体的に取り組んでおります。

※当金庫が独自に定めた、組織・役職員における、サステナビリティに対する取組みの基本的な視点。Sustainability、Productivity、Empathy、Ecology、Digital の頭文字をとったもの。